

参考 6

平成 29 年度予算主要事項（抜粋）

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び児童虐待防止対策・社会的養護の充実・強化、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

2 すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進 3,748億円(3,493億円)

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施 206億円(185億円)

① 不妊治療への助成等

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用について、初回の助成額の増額と男性不妊治療の助成を継続するとともに、不妊専門相談センターの全都道府県・指定都市・中核市での設置に向け、箇所数の増を図る。

② 子育て世代包括支援センターの全国展開(一部社会保障の充実)

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。

※ 「子育て世代包括支援センター」のうち利用者支援事業(子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業)については、内閣府予算に計上(一部社会保障の充実)

(2) 児童虐待防止対策の強化・社会的養護の推進 1,490億円(1,295億円)

① 児童虐待防止対策の強化

児童相談所、市町村の体制の強化及び専門性の向上を図り、相談機能を強化する。特に、児童相談所における弁護士等の活用の促進や、市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点(仮称)の運営支援、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る。

また、児童相談所全国共通ダイヤル(189)の利便性向上のための更なる改善を図る。

② 子育て世代包括支援センターの全国展開（一部社会保障の充実）

③ 家庭養護及び家庭的養護の推進（一部社会保障の充実）

改正児童福祉法の施行を踏まえ、虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもについて、家庭における養育環境と同様の養育環境で継続的に養育されるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進める。また、これが適当でない場合には、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成などにより、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化を推進する。

さらに、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことを踏まえ、里親支援機関を活用した支援体制の構築を図る。

また、民間の児童養護施設職員等について2%の処遇改善に加え、虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行うとともに、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施する。

④ 被虐待児童などへの支援の充実【新規】

自立援助ホームについて、改正児童福祉法の施行により22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が対象として追加されたことに伴う支援に要する費用を補助する。また、大学等就学中の者以外の自立援助ホーム入居者のうち、引き継ぎ支援が必要な者に対し、原則22歳の年度末まで支援を継続する事業を新たに創設する。併せて、児童養護施設等のその他の施設退所者等のうち、引き継ぎ支援が必要な者についても同様に支援の対象とする。

（3）ひとり親家庭等の自立支援の推進

1, 990億円（1, 949億円）

① ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化

116億円（114億円）

「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援（自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給）、養育費確保支援など、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

② 自立を促進するための経済的支援

1, 820億円（1, 784億円）

ひとり親家庭の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や子どもの修学等に必要な資金などについて母子父子寡婦福祉資金の貸付による支援を行う。

③ 女性活躍推進の実効性確保

19億円（18億円）

④ 子どもの学習支援事業の推進【一部新規】

35億円（33億円）

（4）配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進【一部新規】

177億円（96億円）

配偶者からの暴力（DV）被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

また、婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当について、勤務実態に応じた手当額となるよう、平成29年度においては月額最大149,300円（現行月額106,800円）に見直しを図る。

併せて、都道府県において、婦人相談員等の経験年数等に応じた研修が実施できるよう、研修実施回数の増加（年1回→年3回）を図る。

さらに、婦人保護施設等における同伴児童対応職員の配置を拡充（最大2名→最大3名）することにより、同伴児童に対する支援体制の強化を図るとともに、婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給することにより、自立のための就労支援の充実を図る。

第3 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正、人材育成の強化・人材確保対策の推進、地方創生の推進及び労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりなどにより、労働環境の整備・生産性の向上を図る。

1 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等

850億円(561億円)

(1) 非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善等

620億円(385億円)

① 非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善の取組【一部新規】 608億円(376億円)

キャリアアップ助成金の拡充等により、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を強力に推進する。加えて、同一労働同一賃金の実現に向け、各都道府県に「非正規雇用労働者待遇改善支援センター（仮称）」を設置し、コンサルタントによる個別相談援助などを実施する。

② 多様で安心できる働き方の普及拡大 7.5億円(7.3億円)

- 女性の活躍促進や育児や介護との両立にも資する多様な正社員制度の導入など人事制度の見直しを促進するための支援を強化する。
- 短時間正社員制度の導入・定着支援のため、マニュアルの活用、セミナーの開催等により、導入手順や運用方法等の情報提供を行う。また、人材確保・定着が課題となっている業種等を対象とした導入支援セミナーの開催、導入支援コンサルティングの実施、モデル事例の普及を行う。
- 多様な正社員の導入や非正規雇用労働者の正社員転換について、モデル就業規則の作成、企業に対するコンサルティング、好事例の収集、専用HPによる周知・啓発、企業向けセミナーなどを実施する。

③ パートタイム労働対策の推進 7.1億円(6.9億円)

- パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を推進するとともに、正社員転換推進の措置を徹底するため、パートタイム労働法の周知・指導等により、

同法の着実な履行確保を図る。

- ・パートタイム労働者と正社員の均衡の取れた賃金決定を促進するため、職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を行う。また、パートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を表彰し、その取組を広く発信するとともに、人事評価等の制度整備に取り組む事業主を支援する。

④ 自らが働く一人親方や中小零細事業主が安心して就業できる環境整備【一部新規】

1. 7億円（9百万円）

自らが働く一人親方や中小零細事業主に対して、労災保険の特別加入制度に関する積極的な周知広報を図るとともに、一人親方等からの労災保険に係る相談体制等の整備を行う。

(2) 長時間労働の是正

85億円（77億円）

① 長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化【一部新規】

10億円（5.2億円）

月80時間を超える残業が疑われる全ての事業場に対する監督指導の強化を図るとともに、時間外及び休日労働協定（36協定）の適正な締結・届出のための周知広報を行う等により、法規制の執行強化を図る。

また、「労働基準法等の一部を改正する法律（案）」が成立した際には、事業主等に対する法内容の周知等を行う。

② 働き方・休み方の見直しに向けた取組の促進【一部新規】22億円（20億円）

企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価し、改善できるよう「働き方・休み方改善指標」を活用したポータルサイトの機能の拡充を図るとともに、勤務間インターバルの導入など仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主に対する支援を行う。

また、全国の中小企業の経営者や管理職を対象に、生産性向上や長時間労働慣行からの脱却のための支援を行う。

さらに、IT業界・トラック業界において、発注者や荷主と事業者の協働により、取引の在り方の改善と長時間労働の削減を進める。

③ 医療従事者の勤務環境の改善【一部新規】

3.1億円（2.9億円）

厳しい勤務環境にある医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備を推進するため、医療機関に対する実態調査を引き続き実施するとともに、都道府県や医療関係団体との連携の下、医療機関へのコンサルティング等を展開する。

また、都道府県医療勤務環境改善支援センターに対する指導・助言、支援センターのアドバイザーを対象とした研修のための教材開発を行う。

④ 過労死等の防止【一部新規】 8 2 億円 (7 4 億円)
過労死等の防止のための対策に関する大綱に基づき、過労死等に関する調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援など、過労死等防止対策の一層の推進を図る。

(3) 労働条件の確保・改善等 2 6 億円 (2 0 億円)

① 若者の「使い捨て」等が疑われる企業等への対応策の強化 3. 7 億円 (2. 9 億円)
常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」を運営するとともに、相談者が悩みに応じて各種相談窓口等に速やかにアクセスできる環境を整備する。また、労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」や就職前の学生等を対象とした労働条件セミナーの充実、さらに大学生向けの労働関係法令に関する学習プログラムの作成・提供を行うこと等により、地方公共団体とも連携し、労働基準関係法令等の周知・啓発を行う。

② パワーハラスメント対策の推進【一部新規】 1. 2 億円 (1. 3 億円)
パワハラの防止対策の周知広報、パワハラ対策導入マニュアルの普及徹底、企業向けセミナーの実施を引き続き行うとともに、労務管理やメンタルヘルス対策の専門家を対象にした専門的な研修を行うことにより、企業へパワハラ対策の取組を指導できる人材を養成する。

③ 早期の紛争解決に向けた体制整備等 2 1 億円 (1 6 億円)
あらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、都道府県労働局の総合労働相談コーナーにおける相談体制整備を図るとともに、紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応等により、個別労働紛争の早期の解決を促進する。

(4) ワーク・ライフ・バランスの実現 1 3 6 億円 (9 6 億円)

① テレワーク・在宅就業の推進【一部新規】 1 7 億円 (1 4 億円)
子育て世代のニーズに応えられるようなサテライトオフィスでのテレワークの普及を図るため、託児施設に近接した郊外の駅近くのサテライトオフィスの有効な活用方法を検証するモデル事業を実施する。
また、良質なテレワークの更なる普及に向け、主要企業によるテレワーク宣言を通じての取組みの紹介や企業等表彰、テレワークに関するガイドラインの見直し等を実施する。

さらに、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知や、在宅就業

者や発注者等を対象としたセミナーの開催等の支援事業を実施する。

- ② 仕事と家庭の両立支援の推進【一部新規】 119億円（82億円）
介護休業の分割取得などを含む改正育児・介護休業法について、改正内容の周知や事業主への指導等を通じて、改正法の着実な施行を図る。
また、男性の育児休業の取得促進、介護離職への対応のため、助成金の支給等により、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む事業主等を支援する。

4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

107億円(102億円)

(1) 第12次労働災害防止計画の着実な推進【一部新規】

71億円（70億円）

第12次労働災害防止計画（平成29年度まで）において重点業種として掲げている第三次産業、陸上貨物運送事業、製造業等について、各業種の特性に応じ、労働災害の防止を図る。また、社会保障を支える介護労働者の安全衛生対策を推進する。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた関係工事等に係る安全対策をはじめとして、建設業における安全対策の充実を図る。

(2) 職場における健康確保対策の推進

49億円（47億円）

- ① メンタルヘルス対策の推進 37億円（37億円）
小規模事業場に対する助成等の支援により、ストレスチェック制度等を通じたメンタル不調の予防の推進を図る。

- ② 治療と職業生活の両立支援【一部新規】 11億円（2.2億円）
産業保健総合支援センターに両立支援コーディネーターを配置するなど、企業・医療機関と連携して疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援を推進する。また、患者の円滑な職場復帰を支援していくため、病院内に職場復帰支援コーナーを設置し、課題等を整理するためのパイロット事業を実施する。

- ③ 受動喫煙防止対策の推進 10億円（9.8億円）
受動喫煙防止対策助成金の活用など、職場における受動喫煙防止対策を推進する。

(3) 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

9.4億円（8.6億円）

改正労働安全衛生法による化学物質のラベル表示及び安全データシート（SDS）交付の徹底、並びに、これらを踏まえたリスクアセスメントが着実に実施されるよう、小規模事業場等への実践的な指導・援助等を行うとともに、化学物質取扱業務に従事する労働者に対する教育の充実を図る。

（4）労働保険未手続事業一掃対策の推進と労働保険料の収納率の向上【一部新規】

13億円（13億円）

労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平、労働者のセーフティネットの確保の観点から、労働保険未手続事業一掃対策を推進するとともに、労働保険料の収納率の向上を図る。

※ 労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付などとして8,727億円(8,763億円)を計上

第4 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、女性・若者・高齢者・障害者等の活躍促進、外国人材の活用などにより、多様な働き手の参画を図る。

1 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化

419億円(313億円)

(1) 女性活躍推進の実効性確保

19億円(18億円)

- 女性活躍推進法に基づく行動計画や女性の活躍状況に関する情報を掲載している「女性活躍推進企業データベース」について、検索機能の改善等利便性の向上を図るとともに、より多くの企業の情報掲載が進むよう働きかけを行う。
- 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等が努力義務となっている300人以下の中小企業について、行動計画策定に向けた相談支援や助成金の支給等により、女性活躍に向けた取組を促進する。
- 平成29年1月に施行される、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等職場におけるハラスメントの防止に向けた事業主の措置の義務付けなどを内容とする改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法について周知・徹底を図るとともに、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進する。

(2) 女性の再就職支援の一層の推進

36億円(32億円)

マザーズハローワーク事業について、拠点数の拡充及びニーズを踏まえた機能強化を行う。また、マザーズハローワークにおける職業訓練受講者の支援の充実等のため、職業訓練受講給付金の支給業務の実施を含めたワンストップ化を推進するとともに、求職者支援制度の利用促進を図る。

(3) 女性の活躍促進に向けた職業能力開発の推進【一部新規】

48億円(8.4億円)

公的職業訓練において、子育て女性のためのリカレント教育の拡充や短時間訓練コースの設定、託児サービス支援の提供を推進する。また、出産・育児等から職場復帰する女性等のキャリアアップや労働生産性向上に資する教育訓練プログラムを開発する事業等を新たに実施する。

(4) ひとり親に対する就業対策の強化

116億円（114億円）

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等の自立を応援するため、子育て・生活・就業・経済面の支援策についてとりまとめた「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、行政の支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、平成28年度より拡充した高等職業訓練促進給付金の支給など、各種支援策の着実な実施を図る。

(5) 生活困窮者に対する就労支援の強化等【一部新規】

85億円（62億円）

(6) 仕事と家庭の両立支援の推進【一部新規】

119億円（82億円）

4 障害者、難病・がん患者等の活躍促進 253億円(201億円)

(1) 精神障害・発達障害・難病患者など多様な障害特性に応じた就労支援の推進【一部新規】

51億円（40億円）

- 平成30年4月より、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加されることに伴う法定雇用率の見直しに向けて、精神科医療機関とハローワークの連携強化、職場における精神・発達障害者しごとサポーター（仮称）の養成、精神障害者雇用トータルサポーターの体制拡充など、精神障害者・発達障害者・若年性認知症患者等に対する就労支援を強化する。
- ハローワークが地域の関係支援機関等と連携して、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」の実施体制を強化するなど、企業と障害者のマッチングを促進する。また、ICTを活用したテレワークによる在宅雇用の促進に向けた支援や、雇用に移行するための準備段階にある在宅就業障害者に対する支援を実施するとともに、農業分野を含めた障害者雇用の職域拡大を図る。
- 難病相談支援センター等との連携によるきめ細かな就労支援を実施するハローワークの「難病患者就職サポーター」を増員するなど、難病患者に対する就労支援を推進する。
- 精神障害者等の職業訓練を支援するため、相談等のサポートを受けながら職業訓練を受講できるよう、職業訓練校に精神保健福祉士を配置する。

(2) 障害者及び企業への職場定着支援の強化

91億円（83億円）

- ・ 障害者及び企業への職場定着支援を強化するため、障害者就業・生活支援センターの体制を拡充し、地域就労支援力を強化する。
- ・ 障害特性を踏まえた雇用管理・雇用形態の見直しや、柔軟な働き方の工夫、職場適応・定着等のための取組を行う中小企業をはじめとする事業主への支援を充実する。

(3) がん等の疾病による長期療養が必要な労働者や生活困窮者に対する就労支援の強化等【一部新規】

106億円（73億円）

- ・ ハローワークの専門相談員が、がん診療連携拠点病院等と連携して実施するがん患者等に対する就職支援について、治療と両立できる求人の確保等を推進するとともに、拠点数の拡充を図る。
- ・ 生活保護受給者等の就労促進に向けて、地方公共団体へ設置するハローワークの常設窓口を増設し、当該窓口に配置する就職支援ナビゲーターを増員するとともに、事業主に対する支援や職場定着支援の充実を図り、就労による自立を促進する。
- ・ ハローワークと刑務所・保護観察所等が連携して実施する「刑務所出所者等就労支援事業」について、就職支援ナビゲーターを増員する等、その強化を図る。
- ・ 産業保健総合支援センターに両立支援コーディネーターを配置するなど、企業・医療機関と連携して疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援を推進する。

(4) 難病患者の活躍促進

5.3億円（4.5億円）

難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、社会参加への意欲を高めるため、難病相談支援センターの実施体制を充実させ、地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などを図る。

(5) 若年性認知症施策の推進

2.8億円の内数（87百万円）

5 外国人材の活用・国際協力

64億円(46億円)

(1) 留学生・定住外国人の就職支援の更なる展開と支援体制の強化【一部新規】

20億円（19億円）

- ・ 留学生の日本国内での就職率を2020年度までに50%以上とするため、外国人雇用サービスセンター等において留学生向け面接会の地方開催や、在学早期段階からの就職啓発セミナーやインターンシップの充実を図るとともに、企業からの雇用管理に関する相談体制を強化する。

- ・ 定住外国人を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令等に関する知識の習得に係る講義等を内容とした外国人就労・定着支援研修の充実等を通じて、安定就労を更に推進する。

(2) 技能実習制度の適正かつ円滑な推進 39億円（23億円）

外国人技能実習制度の見直し等、制度の適正かつ円滑な推進を図る。

(3) 経済連携協定などの円滑な実施【一部新規】 5.2億円（3.7億円）

経済連携協定（EPA）などに基づきインドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人看護師・介護福祉士候補者について、その円滑かつ適正な受入れ及び受入れの拡大のため、看護・介護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の習得に向けた支援等を行う。

平成 28 年度予算主要事項（抜粋）

（復興関連）

※（復興）と記載のあるものは、「東日本大震災復興特別会計」計上項目

＜第1 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興への支援＞

（被災者・被災施設の支援）

- 被災地心のケア支援体制の整備（一部復興） 14億円（14億円）
東日本大震災及び熊本地震による被災者の心のケア等を継続的に実施するため、被災県に設置している「心のケアセンター」において、精神保健福祉士等の専門職種による仮設住宅等への訪問相談、アウトリーチによる保健医療の提供支援等を行うための体制整備を支援する。
- 障害福祉サービスの再構築支援（復興） 2.7億円（3億円）
被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所等の事業再開に向けた体制整備等に必要な経費について、財政支援を行う。
- 被災地における福祉・介護人材確保対策（復興） 85百万円（91百万円）
福祉・介護人材不足が深刻化している福島県の事情を踏まえ、県外から相双地域等の介護施設等への就労希望者に対して介護職員初任者研修の受講費や就職準備金の貸与等の支援を引き続き行うことにより、人材の参入を促進し、福祉・介護人材の確保を図る。
- 医療・介護・障害福祉制度における財政支援（復興） 117億円（133億円）
 - ① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置（復興） 76億円（87億円）
東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、医療保険の一部負担金や保険料の免除等の措置を延長する場合には、引き続き保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。
 - ② 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置（復興） 41億円（45億円）
東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合には、引き続き保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。

③ 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置（復興） 15百万円（16百万円）

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、障害福祉サービス等の利用者負担の免除の措置を延長する場合には、引き続き市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

○ 被災地域における地域医療の再生支援【新規】（復興） 236億円

福島県の避難指示解除区域等における医療提供体制の再構築を図るため、医療機関の復興に向けた取組を支援する。

○ 被災した各種施設等の災害復旧に対する支援（復興） 155億円（199億円）

① 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興） 6.9億円（5.8億円）

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成29年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

② 介護施設等の災害復旧に対する支援（復興） 30億円（26億円）

東日本大震災で被災した介護施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成29年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

③ 障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援（復興）

4.9億円（14億円）

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所等のうち、各自治体の復興計画で、平成29年度に復旧が予定されている事業所等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

④ 保健衛生施設等の災害復旧に対する支援（復興） 4.2億円（2.7億円）

東日本大震災で被災した保健衛生施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成29年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

⑤ 水道施設の災害復旧に対する支援（復興） 108億円（151億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成29年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

○ 被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援（復興）

200億円の内数（220億円の内数）

復興の進展に伴い生じる被災者支援の課題に総合的かつ効果的に対応するため、①被災した子どもに対する支援、②被災者への見守り・相談支援等、③介護等のサポート拠点、④被災地の健康支援活動に対する支援を一括化した交付金において行う。

○ 熊本地震の被災者に対する見守り・相談支援等の推進【新規】

7.5億円

被災者が、応急仮設住宅への転居など生活環境の変化の中で、安心した日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの再構築を着実に支援する。

（雇用の確保など）

○ 原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保（復興）

19億円（42億円）

原子力災害の影響を受けた福島県の被災者について、民間企業・NPO等への委託による一時的な雇用機会の確保等を行う「原子力災害対応雇用支援事業」の実施を通じ、その生活の安定を図る。

○ 産業政策と一体となった被災地の雇用支援（復興）

制度拡充（41億円）

被災地における深刻な人手不足等の雇用のミスマッチに対応するため、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援等と併せて、「事業復興型雇用確保事業（仮称）」により、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

○ 福島避難者帰還等就職支援事業の実施

4億円（4.3億円）

自治体や経済団体で構成する協議会に対し、就職活動支援セミナー等の避難解除区域等への帰還者の雇用促進に資する事業を委託する。

また、福島県の市町村に対し、市町村の実情に応じて助成金等雇用創出の支援ツールの活用方法の提案や、手続・運営に関するアドバイスを行う。

さらに、福島県内外の避難者の就職支援を推進する。

○ 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策【一部新規】

2.7億円（2.4億円）

東日本大震災及び熊本地震の被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じた安全衛生等の確保を図るために、安全衛生専門家による巡回指導、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修の支援を実施する。

＜第2 原子力災害からの復興への支援＞

- 食品中の放射性物質対策の推進（復興） 97百万円（98百万円）
食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。
- 東京電力福島第一原発作業員への対応【一部新規】 9.4億円（9.2億円）
東電福島第一原発の廃炉等作業に係る労働者・事業者に対する健康相談窓口の開設により、日常的な健康管理の支援を行うとともに、中長期ロードマップの改定を踏まえて策定したガイドラインに基づき、東電福島第一原発における廃炉等作業従事者の安全衛生対策の徹底を図る。
また、被ばく線量管理データを運用し緊急作業従事者の健康相談や保健指導、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を引き続き実施する。